

—労働保険等について—

労働保険事務組合とは・・・

労働保険事務組合は、厚生労働大臣の認可を受けた場合に呼称される名称で、事業主等の委託を受けて、事業主に代わって労働保険料の申告・納付その他労働保険に関する各種の届出等の事務手続を行うことにより、中小事業主の事務処理の負担を軽減し、労働保険の適用促進及び労働保険料の適正な徴収を図るものです。

労働保険とは・・・

労働保険とは、労働者災害補償保険（一般的に「労災保険」といいます。）と雇用保険とを総称したものをいいます。

保険給付は、両保険制度で別個に行われていますが、保険料の徴収等については、原則的に一体のものとして取り扱われています。

労働保険は、農林水産の事業の一部を除き、労働者（パートタイマー、アルバイトも含みます。）を一人でも雇っていれば適用事業となりますので、事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

労災保険とは・・・

労働者が業務上の事由又は通勤によって負傷したり、病気になった場合、あるいは不幸にも死亡された場合に、被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険とは・・・

労働者が失業した場合や労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、労働者の能力開発や向上、その他労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

労働保険の成立手続を行うには・・・

労働保険の適用事業となった場合には、その事業が開始された日、又は適用事業に該当することとなった日に、法律上自動的に保険関係が成立することとなりますが、いつから適用事業になったかを政府が知る必要があるため、事業主は保険関係成立等の届出をしなければなりません。

雇用保険適用事業所設置届、雇用保険被保険者資格取得届の提出

雇用保険の適用事業となった場合は、上記のほかに、雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届を所轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出しなければなりません。

成立手続を怠っていた場合は

労働保険の成立手続を行うよう行政機関等から指導等を受けたにもかかわらず、手続を行わない事業主に対しては、最終的な手段として、政府の職権による成立手続及び労働保険料の認定決定が行われます。

その際、事業主は、さかのぼって労働保険料を徴収されるほか、あわせて追徴金が徴収されます。

また、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない期間中に労働災害や通勤災害が発生し、労災保険給付が行われた場合は、事業主はさかのぼって労働保険料を徴収（あわせて追徴金が徴収）されるほか、労災保険給付に要した費用の全部又は一部が徴収されます。

労災保険の特別加入制度とは・・・

労災保険は、本来、労働者の保護を目的とした制度ですので、事業主、自営業者、家族従事者など労働者ではない者は、保護の対象とはなりません。

しかし、労働者でない者の中には、業務の実態や災害の発生状況などからみて、労働者に準じて保護することがふさわしい者がいます。

また、我が国の法律は属地主義（法律の適用範囲を国内に限定するという考え方）のため、国内の事業から海外に派遣された労働者は、労災保険法の対象とならず、現地の労働災害補償制度の適用を受けることになります。

しかし、外国の中には、補償制度の確立していない国もあり、また制度があっても適用範囲や給付内容が十分でない場合があることから、国内の労働者と同様に保護すべき者がいます。

そこで、これらの者に対しても、労災保険制度本来の建前を損なわない範囲で、特別に任意加入することを認め、労災保険による保護を図ることとしたのが労災保険の特別加入制度です。

特別加入することができる者の範囲により、次の4種があります。

- ・ 中小事業主等の特別加入
- ・ 一人親方等の特別加入
- ・ 特定作業従事者の特別加入
- ・ 海外派遣者の特別加入

<特別加入の要件>

次の2つの要件を満たしていることが必要です。

- ・ 雇用する労働者について、労災保険の保険関係が成立していること
- ・ 労働保険の事務処理を労働保険事務組合に委託していること

<特別加入の申請手続>

「特別加入申請書(中小事業主等)」を所轄の労働基準監督署長を経由して労働局長に提出し、その承認を受けることとなります。

なお、この手続については、労働保険事務組合を通じて行うこととなります。